

患者様への大切なお知らせ

令和6年6月1日から、診療報酬が改定されました。

窓口での支払い額が変わります。

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」の治療を受けている患者様には、これまでの『特定疾患療養管理料』に代わり『生活習慣病管理料』として算定することになります。それに伴い、当院では令和6年7月1日から、窓口でお支払いいただく料金が変わる場合がございます。

【生活習慣病管理料とは】

糖尿病・高血圧症・脂質異常症が主病の患者様を対象とし、疾病の重症化予防の為、療養計画書を作成し、服薬指導などの総合的な治療管理を医師、専門職が行います。



ご理解とご協力の程、
宜しくおねがいします。

新城市民病院